



相生市議会だより

第 107 号

平成 24 年 12 月 10 日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎ 23-7122〉

編集：議会報編集委員会



紅葉（フォトはなの仲間提供）

九月議会から

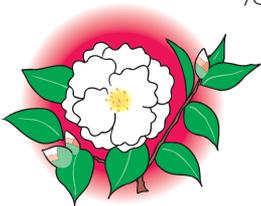
九月定例市議会は、九月四日から九月十二日までの九日間にわたって開催されました。

今期定例会では、報告三件、条例の改正等六件、補正予算四件、人事案件二件、請願一件を審議しました。

請願一件を除き、他のすべての案件は、可決、同意されました。その主なものは七〇八ページにまとめました。

また、平成二十三年度各会計決算の認定については、決算審査特別委員会が設置され、その審査結果は十二月議会において報告されることになっています。

一般質問は、八名の議員が行い、市当局の現状、方針等考え方をただしました。その概要については、二〇六ページにまとめました。



〈九月議会〉 一般質問

七月七日の大雨等による災害の検証について
行政運営への女性の参画推進について

みうら 隆
三浦 幸

問 大雨洪水警報の発令を受け、災害警戒本部の設置および市職員の配備状況をお伺いします。

答 七月六日、二十時二十四分に本市に大雨洪水警報が発令され、二十時三十五分に警戒態勢をしき、総務課防災班が情報収集にあたり、二十一日に消防本部が一号配備態勢をしき、建設管理班、都市整備班については二十一日二十分以降、過去の大雨等で影響のあった箇所やポンプ場を巡回し、各担当で順次配備態勢をとおり、二十三日十分に災害警戒本部員を招集し、七日〇時に災害警戒本部を設置。一号配備全職員および一時避難所要員に自宅待機を指示し、〇時

四十九分、建設管理班、都市整備班は三号配備までの全職員配備を完了しています。

問 今回の災害では、千尋地域、那波地域、旭地域などで床上浸水、床下浸水の被害が発生し、相生地区でがけ崩れなどによる被害がありました。がけ崩れについて、どのような応急措置をしましたが。

答 川原町では、住宅裏の私有地が崩壊し土砂が家屋まで達していましたが、崩れた土砂の撤去を行い、今後、住宅裏の私有地の崩壊を防止するためのコンクリート吹付工事等を予定しています。

野瀬地区では、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定している山林が崩壊しましたが、県と協議し、がけ崩れ発生場所にビニールシートを張り、雨水が土に浸透するのを防ぐなどを実施しています。

問 相生市男女共同参画プランでは、各種審議会などで女性の意見が反映されるよう女性委員の割合を三十%以上とし、女性委員がない審



あいおい男女共同参画ねっと「權」活動風景

議会の解消を行うとありますが、現状はどのような状況になっていますか。

答 審議会等の女性委員の割合は二十三%となっており、登用目標に達していなかった理由を検証するとともに、早期の達成に向けた手法などを協議していきたくと考えています。

佐方川周辺の豪雨災害について
みちお 道雄
くすだ 楠田



相産北ゲート

問 佐方川の治水安全度は百分の一で安全度の高い河川であるが、平成十六年にも、被害を受け、ここ八年で二回起こっている。排水路の安全度は四分の一ではないか。今後の対応は。

答 近年の雨量の状況や浸水状況また、その排水系統や、地域の特性を鑑み、可能であれば佐方川への直接放流などの環境整備、あるいは側溝断面の拡大などの排水能力の増強等を検討し

ていきたいと考えています。

問 佐方川の樋門の開閉、ポンプ場の処理能力、排水状況についてお伺いします。

答 佐方川の樋門は潮位二メートルで自動的に閉まり、一・三メートルが開きます。七月七日は、午前〇時五十九分に潮位二メートルで閉まり始め、潮位一・八二メートルになった午前三時三十五分、逆流の恐れが無いことを判断し、手動で開け、内水を排除しました。佐方雨水ポンプ場のポンプの排水能力は、二台で、一分間に百五十八立米の排水能力があり、ゲートが閉まった時点で二台が起動し、三時四十五分に停止しました。

問 市民の財産を守ることは行政の役目です。今回の豪雨災害を教訓として、対策をしっかりとやっていたかどうかと思うが、今後の対策を伺います。

答 今回の浸水区域の検証を行い、短期的には局地的に浸水するエリアについては、小規模

な排水ポンプの設置、長期的には地域特性や排水系統を検証し、管渠の断面等の整備を検討していきたいと考えています。

小中学校のいじめについて

なかにこ 有彦
なかの 中野

問 過去のいじめの状況および対応についてお伺いします。

答 平成二十一年度から平成二十四年度まで、毎年一件のいじめが報告されています。対応としては、被害者の保護者から学級担任が詳しい内容を伺っています。加害者に対しても保護者同伴で学校に来ていただき、担任と管理職が同席して、今後のことについて話し合っています。いじめた側が集団であった場合、被害者の保護者に学校として根本的な指導をしていくことを約束し、了解を得て、学級懇談会の中で概要を伝え話し合っています。

問 いじめは、すぐに解決したのか。なに

を持って解決とするのか伺います。

答 学校の報告により、いじめが解決したと認識しています。報告があった後も、教職員、保護者、あるいは全ての関係者で継続的に注意深く子どもたちを見守っていくよう指導しています。

問 現在、相生市に不登校の子が十五名いると思うが、その子たちが不登校になっている理由にいはじめはないのか。

答 毎月、不登校あるいは長期欠席者の報告があるが、その都度理由を確認しています。いじめが不登校の理由になっていることはありませ

ん。
問 いじめの報告について、大津の事件でも学校側がいじめの兆候を見逃していたことが問題になったが、相生市においては、どの程度から報告しているのか伺います。
答 いじめの定義に従い、学校でいじめ問題として扱い、指導されたものが報告されています。今後は、いじめの疑いがある場合も、報告するよう指導していきます。

いじめ早期発見・対応マニュアルのチェック項目について、教師の評価項目をもう少し踏み込んだものにできないのでしょうか。

答 教師の過去の振り返りは、研修や話し合いの場でする方が効果的と考えています。先輩教師が、自分の過去の経験などを若手教職員に語ることは何より生きた参考書であると考えています。

問 いじめに早期発見・対応マニュアルのチェック項目について、教師の評価項目をもう少し踏み込んだものにできないのでしょうか。

答 教師の過去の振り返りは、研修や話し合いの場でする方が効果的と考えています。先輩教師が、自分の過去の経験などを若手教職員に語ることは何より生きた参考書であると考えています。

問 関係機関との連携について、警察との連携は。カウンセラーへのいじめの相談報告について伺います。

答 いじめにより暴行、傷害、恐喝等に発展した場合は、警察と連携をとりながら解決に向けて努力しないといけません。そこまで発展しないもの、悪口、冷やか、無視など早期の段階でいじめを察知し対応するように学校に対して指導しています。スクールカウンセラーについては、現在、相生市で四名の臨床心理士を配置しており、最近の相談は、不登校に関するものが多

く、いじめに関する相談の報告はありません。

相生の教育について
買い物弱者について

たなか ひでき 田中 秀樹

問 平成二十四年度相生の教育の中で「生きる力を育み、いきいきと輝く相生つ子づくりの推進」と基本方針を掲げていますが、相生の教育わくわくプランの中の生きる力の定義を再度説明してください。また、確かな学力の定着について、その効果をお伺いします。

答 生きる力については、ですが、学習指導要領の理念で、知・徳・体のバランスのとれた力とすることがです。また、確かな学力の定着については、ぐんぐん学力アップ事業を立ち上げ、全国レベルの標準学力検査を小学四年・六年生と中学二年生に実施し、現在とりまとめをしています。

問 文部科学省が八月八日に公表した学力テストの結果について

てお伺いします。また、今春市内中学校卒業生二百九十名の進路についても伺います。

答 相生市では、中学校三校全て実施しました。結果は、国語・数学・理科の三教科を受け、三教科とも全国平均、兵庫県平均を上回っています。中学校卒業者の進路については、二百九十名のうち八十一・四％の生徒が公立高校、十・七％の生徒が私立高校へ進学しています。

問 教職員の資質の向上について、どのような研修を行っているのか。また、総合的な人間力についてお伺いします。

答 研修については、学校・園経営研修および学習への意欲学級づくり講座、特別支援教育講座、幼児教育講座等八回の研修を行っています。また、総合的な人間力とは、豊かな人間性や地域社会と連携・協働で

問 学校の整備・充実について、廃校となつた場合の校地・校舎の利用および相生市内の小中学校のトイレの現状に

ついでお問い合わせします。

答 廃校となった場合の跡地利用については、自治会を中心とした地域の皆さまとのワークショップを中心に進めていきます。トイレについては、生徒数に対して充足していますが、引き続き環境整備に努めます。

問 買い物弱者についてお問い合わせします。市内の買い物弱者および今後の支援策をお示しくください。

答 買い物弱者とは、スーパーや生鮮食品店まで五百メートル以上離れ、かつ自動車を持たない人が対象です。市内で二千人、人口の六・六%が該当します。小売店舗や宅配サービス等事業者への助成制度等関係部署と連携をとりながら検討していきます。

クールで関西大会出場されたことは相生市の歴史のなかで、輝かしい成果であり、賞賛致します。今回どういった扱いをされますか。

答 双葉中学校吹奏楽部は県吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞され関西大会に出場されましたので、本年の秋に文化奨励賞表彰をいたします。また、文化芸術の分野における表彰は現在、文化奨励賞のみで制定から十年以上経過する中、表彰者が一名のみです。これを機会により多くの対象者となり文化芸術の振興につながる内容に改正していきたい。時期は来年度実施できる方向で考えています。

問 仮称・市民文化ホール建設基本構想・基本理念を検証し、市民に広くアピールしてください。

答 文化芸術振興基本法では「地方公共団体は文化芸術の振興に關し自主的かつ主体的に、その地域の特性に應じた施策を策定し実施する責務を有する」とあり、人々がゆとりと潤いを実感で

き、市民の皆さまに心豊かな生活を実現していただくためにも、新たなホール建設は必要不可欠であることを念頭に置き計画の実現に邁進します。

問 文化ホール建設基本計画の具体的内容で、建設用地・相生港埋立地についてお聞きします。

答 建設用地については、用地選定のマトリックス表を含めて提案・検討し、その結果、用地確保や法的制約等の要件をクリアしたのが埋立地でした。

問 市民会館との一体的整備で、現・中ホール機能として、新文化ホール内の多目的室（リハーサル室）と練習室（スタジオ）についてお聞かせください。

答 多目的室（リハーサル室）は百人程度と記載していましたが、従来の市民会館中ホール活用を見据え、展示機能等を含め概ね二百人以上利用いただけるホール空間の工夫を図りたい。練習室（スタジオ）は、録音機能なども確保したスペースを考えています。

問 客席規模は、七百から八百席が望ましいと考えますがいかがですか。

答 市民会議の意見で見もありましたが、基本計画素案では五百席程度としていました。パブリックコメント等ご意見をいただき、新たなホールは人づくりや地域の活性化を見据え六百席程度と考えています。具体的には設計の中で検討します。

問 市民会館の跡地利用についてお聞きします。

答 市民文化ホール完成後は旧大ホールとともに本館も取り壊します。跡地利用として、市役所や体育館利用者への駐車場としたい。

問 情報通信技術を行う政の様々な分野に活用し、市民や企業などの利便性の向上を図り、行政事務の簡素・合理化につなげようとするものであり、当市においては、インターネットで行う工ルタックス（※）・電子入札制度・戸籍の電子化などを始めており、電子化が効果的であると判断できる内容は今後も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

問 行財政健全化の中で「自治体クラウド」（※）などで経費を削減し、財源確保をしていくべきでは。また、たつの市では、クラウドにより経費四十三%の削減ができたところがあるが相生市においてはどうか。

答 自治体クラウドの特徴は、システムのハード・ソフトウェア、データ等を外部で共同保有、利用することで割り勘効果による経費削減や、災害に強いシステム構築が挙げられますが、現段階において導入する事でのメリットは見込んでいません。今はクラウドサービス

「仮称・市民文化ホール」について

あきと 橋本

問 市民文化奨励賞の表彰制度について、双葉中学校が吹奏楽コン

健全化計画について
市民プールの管理について

信正 後田

問 情報化社会の中で、行政としての電子自治体のあり方はどうなのか。

後田はクラウドサービス

※エルタックス：地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム
※自治体クラウド：地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取り組み



西部市民プール

や新たな技術も含め検討していきます。また、たつの市での効果は詳細を調べる必要があると考えます。

問 相生市は、市民プールの監視・管理の業務を委託しています

が本年六月付で、警察庁は「プールの監視業務を、認定がない業者が監視を行った場合は、警備業法違反に当たる」と通知されました。これを受けて今年度から認定業者に限った入

札方法に変えたが、業者が見つからなかったため、今回はプール開放を断念した自治体もあります。今年度の対応と来年度の対応はどのようなか。

答 従来より、市民プールの監視業務は、施設の維持管理業務と合わせてシルバー人材センターに委託をして

いました。警備業の資格を持つていないため、継続ができなくなりました。警察庁の通知の中に、監視員を市が直接雇用する場合は警備業法の適用を受けないとのことから八月二日より市のパート職員として雇用しプールの開場を継続しました。また、来年度も今年度と同様にパート職員として雇用しプールを開場します。

問 直接雇用となれば、シルバー人材センターの方でも年齢制限を超える方も来年度は人数確保が難しくなるのでは。

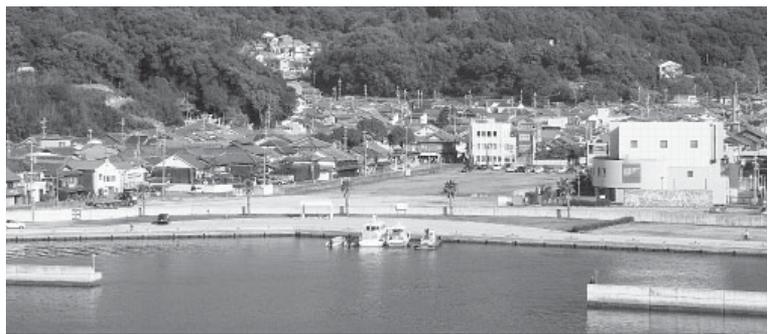
答 年齢制限を設けても必要な人数は確保したいと考えています。

相生港埋立地土地利用計画について七月六～七日の大雨洪水警報発令に伴う被害等について地域医療について

いわさき 岩崎 おさむ 修

問 相生港埋立地の土地利用計画の変更に伴い、相生地区の活性化の課題はどのようなのか。その関連についてどうお考えですか。

答 相生港埋立地土地利用計画は、当初、相生地区の交通安全対策や住環境の改善を目的とした都市計画道路の整備を行うための住宅用地などとして設定していたものですが、すでに埋立免許取得から十五年が経過しています。しかし市の財政状況等を考えた場合、都市計画道路整備の着手が困難であることに加え、仮称・市民文化ホール建設のための用地確保といった新たな課題も生じてきました。市民文化ホールの建設用地については、市民会議のご意見もいただき、市内五か所の用地について評価した結果、相生港埋立地が最適との結論を得ており、相生地区の関係三団



相生港埋立地

警報発令に伴う被害を踏まえ、今後の対応について答弁願います。

答 集中豪雨への対応強化を目的に、浸水被害が発生した地域をもとに、これまで行ってきた雨水対策事業の検証と見直しを行い、短期的に改善できる箇所は早急に改良を行い、中長期的に整備する必要がある箇所は排水計画の見直しを行い、厳しい財政状況の中ではありますが、計画的な改良に取り組んでいきたいと考えています。

問 安心して子育てができるように、夜間や休日の小児救急の確保、充実に取り組むべきではありませんか。

答 相生市は「子育て応援都市宣言」を行い、若年層、育児世代を支援することをまちづくりの基本政策とし、様々な施策を実施しており、小児医療基盤の充実に重要なポイントであると認識しています。

体からの要望も店舗や集会施設など、活性化を図るための公益施設やイベント広場などの整備があげられております。現在計画しています仮称・市民文化ホール用地と商業施設用地への変更は、当初の目的とは異なるもの、相生地区の意向も踏まえた上で、相生市の課題解決に向けた内容になると考えています。

問 七月六日から七日にかけての大雨洪水

今後は、小児救急輪番制の空白日を少しでも解消するよう関係自治体、医療機関と連携しつつ医師派遣等、県に要

望を続けていくこと、また、市内での小児科設置についても、あきらめたわけではなく、医師会との連携を軸に検討を続けていきたいと考えています。

コスモトーク
について
教育委員会の
ありかたについて
学校給食会
について
なやかやま
中山
えいじ
英治

問 コスモトークの防災対策について、昨年、本年連続で市の対応の不手際をどう考えるか。

答 過去の反省点として警戒態勢での情報の共有化不足があり、情報の共有化に努めたため、対応できた面もあったと認識しますが、さらなる体制整備、情報把握の強化を図ります。

問 平成十六年以降の災害対策が不十分だったと思うが、どう考えていますか。

答 きつちりとした検証と、ポンプをつくらしたり、どう水を抜くかなどの方策を立て、しっかりとやっていきたい。



コスモトーク

問 コスモトークで市民会館大ホールでの建設用地に対する不安が多く指摘された。相生港埋立地への建設は、活断層の上に原発を建設するのと同様と思う。建設後何年後かわかりませんが、何かがあったとき誰が責任を取るのか。

答 施設自体の自然災害を想定した対応といたっては、きつちりと思いませんので、その点、十分設計等の中で取り組みをさせていたただきたいと思えます。

問 総務省自治財政局課長の木幡さんが、音楽ホールを持たない福島県飯館村を称賛していた。相生市でも持たざる経営をどう考えているか。

答 市政運営の中で、新たな価値を生み出すホールとして持つことの経営を考えています。

問 相生市がフルセツト主義から脱出しなしいのは全く理解できない。市長はどう考えていますか。

答 市民会館大ホールはこれからの市政、市民にとつて必要不可欠と認識しています。

問 教育委員会の廃止、大阪の教育行政のあり方について議論されたか。

答 特に議論していません。

問 市は自治基本条例、議会も議会基本条例の考え方を持っています。教育行政の基本条例が検討課題と思うが、どう取り組む考えなのか。

答 大阪市では、条例制定が必要となる背景があったと考えています。

教育基本条例が必要かどうかという議論を教育委員会で行っていません。今現在、相生市では必要ないと考えています。

問 学校給食会の予算は一億二千万円を超えている。特別会計化で議会の議決を検討すべきではないか。

答 今回の学校給食会会計で特に不都合もないので現状のまま維持したい。

問 学校給食会の開示や見える化をどう議論しているか。

答 親子料理教室や学校給食展を積極的に開催しています。今後は、給食便りに加え、市の広報紙やホームページへの掲載等により、広く市民の方に活動を伝えたい。

委員会の審査から

民生建設常任委員会
(八月二十三日開催)

「地域福祉計画について」は、計画策定の趣旨、アンケート調査の結果等

について説明を受けました。

委員より、地域によって福祉に対するニーズも異なるが、どのような対応を考えているのかとの質疑があり、昨年、社会福祉協議会が各地域で聞き取りを行っている中で、それを参考に二シーズの把握に努めたいとの説明がありました。

また委員より、計画推進のための組織づくりについての考え方はどの質疑があり、現在、新たな組織を作ること、考えていないが、既存の組織をうまくつなぎ合わせる仕組みが提案できれば良いと考えているとの説明がありました。

また委員より、要援護者の把握など個人情報取り扱いについて、どのように考えているのかとの質疑があり、庁内関係課と協議し、個人情報等の取り扱いについて検討したいとの説明がありました。

「美化センターの延命化計画」は、長寿命化計画、長期包括委託契約の概要について説明を受けました。

委員より、概算工事費に含まれていない費用はとの質疑があり、建屋の建築設備等の維持管理に約一億円、市が管理する設備機器に約五千万円程度と考えているとの説明がありました。

また委員より、本計画の策定はコンサルに委託しているが、特殊な焼却施設でもあり事業費の積算等について一企業に任せているというようなこととはないかとの質疑があり、既存施設の場合はメーカーのノウハウに頼るところもあるが、事業費の積算については、数社から参考見積りをとっているとの説明がありました。

また委員より、十五年の長期包括事業であるが十五年後はどうするのかとの質疑があり、新設となれば、用地の問題もあり最低五年は必要である。延命期間の中で検討していくが、まずは十五年確実に延命できることを検討した後、五年五年の節目の段階で検討を行っていきたいとの説明がありました。

総務文教常任委員会
(八月二十四日開催)

「小中学校の適正配置等については、児童・生徒数の現状と推移、矢野・若狭野小学校統合の経緯について説明を受けました。

委員より、小学校の統合について、校名再考に向けて検討することだが、具体的な説明はとの質疑があり、この問題については、矢野町連合自治会として、これ以上、矢野町だけで問題解決を行うことは難しいと判断され、現在、若狭野町連合自治会に解決に向けて協力の依頼をしている。現時点では、具体的な手法は決定されていないとの説明がありました。

また委員より、いつまでに日程等が決まるのかとの質疑があり、統合の関係条例を十二月定例会には議案として提案したいとの説明がありました。

また委員より、今のところ教育委員会としては、公募なりアンケートなどを行うしか解決方法がないとし、要望書の趣

旨に沿って進めていくと判断しているのかとの質疑があり、要望書の趣旨を受け、矢野町連合自治会の考え方がそのようであるため、教育委員会としてもこの問題を解決するにはアンケート等をとるしかないと考え、同一歩調で動いているとの説明がありました。

「定住促進について」は、空き家バンク、公式フェイスブック(※)の試験運用について説明を受けました。

委員より、行政として空き家バンクにどのあたりまで携わるのかとの質疑があり、物件登録者と利用者の引き合わせがスムーズに行えるよう便宜を図っているが、資格や法的な縛りがあるので行政として関われる範囲に限りがあるとの説明がありました。

また委員より、西播磨県民局が空き家バンクの事務所を開設したのか。市との関わりはとの質疑があり、七月に事務所が開設され西播磨県民局管内の空き家バンクの受け皿として情報の集約しており、市も情報提供し

九月会議で
決まったこと

【報告】

ているとの説明がありました。また委員より、登録を増やすため、地域の協力体制や宅建協会との連携はとの質疑があり、個人所有の物件で仲介依頼されているものを紹介できる方向で検討したいとの説明がありました。

◆平成二十三年度相生市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、実質収支が黒字のため該当なし、「実質公債費比率」「将来負担比率」は、早期健全化基準以下である。また、公営企業に係る「資金不足比率」についても、各会計に不足が生じていないため該当なしとの報告を受けました。

【条例】

◆相生市防災会議条例の一部を改正する条例
この改正の主なもの、防災会議の所掌事務及び委員の規定を追加するものです。

◆相生市災害対策本部条例の一部を改正する条例
関係法令の改正により、引用条文を改正するものです。

◆相生市税条例の一部を改正する条例
関係法令の改正により、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関する規定を追加するものです。

◆相生市下水道条例等の一部を改正する条例
西播磨水道企業団給水条例の改正により、関係条例の一部を改正するものです。

◆相生市火災予防条例の

※フェイスブック (Facebook) : 世界最大のソーシャル・ネットワークング・サービス (社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス)

議会活動状況

< 9月 >

- 10 議会報第 106 号発行
- 12 本会議 閉会
決算審査特別委員会
- 13 東京都板橋区議会 行政視察来相

< 10月 >

- 3 決算審査特別委員会
- 5 決算審査特別委員会
- 9 決算審査特別委員会
議員全員協議会
- 11 山形県寒河江市議会行政視察来相
- 12 静岡県駿東郡長泉町議会
行政視察来相
- 16 北海道滝川市議会行政視察来相
- 16～18 総務文教常任委員会行政視察
(広島県安芸高田市・佐賀県鳥栖市)
- 18 東京都北区議会行政視察来相
- 19 東京都武蔵野市行政視察来相
兵庫県市議会議長会正副議長研修会
(神戸市)
- 23 大分県宇佐市議会行政視察来相
- 福岡県行橋市議会行政視察来相
- 24 宮城県大崎市議会行政視察来相
- 鹿児島県始良市議会行政視察来相
- 26 近畿市議会議長会理事会
(滋賀県守山市)
- 29 議会報編集委員会
- 30～1 民生建設常任委員会行政視察
(埼玉県和光市・千葉県千葉市)
- 31 新潟県胎内市議会行政視察来相

< 11月 >

- 7 静岡県駿東郡清水町議会
行政視察来相
- 北海道名寄市議会行政視察来相
- 7～8 全国市議会議長会評議員会
(東京都)
- 9 西播磨市町議長会総会及び現地視察
(神河町)
- 12 北海道根室市議会行政視察来相
- 14 福島県二本松市議会行政視察来相
- 14～15 全国市議会議長会建設運輸委員会
(東京都)
- 16 播但市議会議長会
(赤穂市)
- 19 栃木県佐野市議会行政視察来相
- 20 民生建設常任委員会
- 21 総務文教常任委員会
- 27 議会運営委員会

< 12月 >

- 4 本会議 開会
- 5 本会議 再開
- 6 民生建設常任委員会
- 7 総務文教常任委員会

一部を改正する条例
この改正の主なものは、電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加し、構造等の基準を定めるものです。

◇戸籍事務の電算化等に
伴う関係条例の整理に
関する条例

・戸籍事務の電算化に伴い、公共施設等の位置の表示について整理を行うため、改正するものです。

【予算】
◇平成二十四年度相生市
一般会計補正予算
一 補正の主なものは、家庭児童相談室の児童相談システム導入経費、消防広域化の電算システム構

築に係る負担金、大雨災害に係る災害復旧関連経費等を計上したものです。

◇平成二十四年度相生市
国民健康保険特別会計
補正予算

◇平成二十四年度相生市
公共下水道事業特別会計
補正予算

◇平成二十四年度相生市
介護保険特別会計補正
予算

【人事】
◇相生市自治功労者として次の方の選出に同意
しました。

相生市若狭野町若狭野
二百二十五番地の二十六
魚橋 武司 さん

【継続審査】

請願・陳情
の審査結果

たつの市指保町
損保上三十八番地
黒田 範敬 さん
相生市那波西本町
六番十四号
前田 貫直 さん

◇教育委員会の委員として次の方の任命に同意
しました。

相生市矢野町真広
四十三番の一
山本 綾子 さん
相生市那波東本町
五番十四号
武本 尚 さん

決算審査特別委員
会の設置について

◇矢野・若狭野小学校統合に伴う校名再考につ
いての請願書

平成二十三年度各会計
歳入歳出決算の状況を審
査するため、特別委員会
が設置されました。

委員は、次のとおり選
出されました。

委員長	吉橋 和亮
副委員長	中野 政彦
委員	後田 正信
柴田 英治	楠田 道雄

平成 24 年度支出明細

区 分	件 数	金額 (円)
慶 弔 費	8	89,920
渉 外 賄 関係	4	35,492
そ の 他	5	17,400
合 計	17	142,812

平成 24 年度予算額
300,000 円

☆詳しくは、市議会ホーム
ページ(※)をご覧ください
けます。

相生市議会では、開か
れた市議会をめざして、
議長交際費の執行状況を
公開いたします。

議長交際費の執行
状況について